

業務妨害罪における威力の意義

——人との対面での言葉による場合を中心に——

安 達 光 治*

目 次

はじめに

一 大阪駅事件

二 威力概念の生成

三 判例における「威力」概念

四 大阪駅事件の検討

五 補 論

——鉄道地における禁止事項と立入り制止業務の要保護性——

おわりに

はじめに

業務妨害罪は、文言上、可罰性の限界の曖昧な犯罪類型の一つと言える。その理由は、本罪にいう「人の業務」が、「職業その他社会生活上の地位に基づき継続して行う事務または事業」と定義され（大判大正10年10月24日刑録27輯643頁¹⁾、これに形式上該当する人の社会的・経済的活動

* あだち・こうじ 立命館大学法学部教授

1) 団藤重光『刑法綱要各論〔第3版〕』（1990年）535頁、山中敬一『刑法各論Ⅰ』（2004年）208頁、大塚仁『刑法概説（各論）〔第3版増補版〕』（2005年）156頁、中森喜彦『刑法各論〔第3版〕』（2011年）62頁以下、西田典之『刑法各論〔第6版〕』（2012年）126頁、松宮孝明『刑法各論講義〔第3版〕』（2012年）170頁、大谷實『刑法講義各論〔新版第4版〕』（2013年）145頁、高橋則夫『刑法各論〔第2版〕』（2014年）181頁など、多数説もこれに従う。曾根威彦『刑法各論〔第5版〕』（2012年）72頁は、業務に関し、必ずしも報酬を伴うもの（営利的活動）である必要はないとする。さらに、山口厚『刑法各論〔第2版〕』（2010年）157頁は、継続性の要件を不要とする。なお、業務の意義とかがわかって

は、事業に必要な許可を欠いて行われる場合（東京高判昭和27年7月3日高刑集5巻7号1134頁）、活動に際し付された条件に違反して行われる場合（東京地判昭和57年9月27日刑月14巻11＝12号1150頁）、あるいは行政法規等の法令に違反する場合（横浜地判昭和61年2月18日刑月18巻1＝2号127頁）など、完全に適法な業務とは言い切れない場合も含め、広く保護の対象となることに加え、「偽計」や「威力」といった本罪の手段が、概念上その核心と外縁が不明確とならざるをえないことにあるように思われる。本稿が考察の対象とする威力業務妨害罪（刑法234条）における「威力」に関しては、周知のとおり、「人の自由意思を制圧するに足る犯人側の勢力」（最判昭和28年1月30日刑集7巻1号128頁）と定義されるのが通常であるが、概念の核心をなす「勢力」という言葉の意味内容が曖昧であることに加え、「人の自由意思を制圧するに足りる」という限定句が、広い射程を有することから、かかる定義によっても、威力概念の外縁は依然として不分明である。そのため、具体的適用の場面において、どのような言動が「威力」にあたるか、定義をみただけでは具体的にイメージしにくくなっている²⁾。

そこで、刑法各論のテキストなどでは、上記の判例における定義（ないしは、単に「自由意思」を「意思」とするなどの類似の定義³⁾）に加え、判例上、威力業務妨害の成立が認められた事例を列挙する形で説明し、「威力」に該当し処罰対象となる行為について、具体例からイメージを喚起するのが通例である（これに、広島高判昭和28年5月27日高刑集6巻9号1105頁が、否定例として添えられることもある）。しかしながら、このような手法によっても、威力業務妨害罪の可罰性の限界が直ちに明らかになるわけではない。

↘は、公務を業務妨害罪の保護の対象とするか、どの範囲で保護するかという重要論点があるが、本稿の課題との関係上、これには立ち入らない。

2) 「偽計」についても同様の困難があるように思われる。近時議論されているインターネット等による犯罪予告との関連における「偽計」の意義につき、野澤充「虚偽犯罪予告行為と業務妨害罪」浅田和茂他〔編〕『自由と安全の刑事法学 生田勝義先生古稀祝賀論文集』（2014年）356頁（注19）参照。

3) たとえば、中森・前掲注(1)65頁。

従来の処罰例に含まれない種類の行為がどのように評価されるか、明らかではないからである。

このような状況は、暴行や脅迫に至らないまでも、多少の威圧的要素を含む言動が、我々の社会生活において少なからずあり得ることからすると、問題なしとはしえない。とりわけ、交渉やトラブル処理などでは、担当者に対し声を荒げたりする場面がよくみられる。これらの言動がすべて「威力」に取り込まれるならば、判例が本罪を——「妨害した」という文言にもかかわらず——抽象的危険犯と解しているとみられることからすると⁴⁾、刑法上問題とすべきでない、我々の社会生活上ごくありふれた言動が威力業務妨害罪に問われることにもなりかねない⁵⁾。法規の文言の意味内容について、その核心と外縁が不明確であるために、可罰性の限界が曖昧であることは、社会生活上問題のないものとみられている行為や、表現の自由など憲法的保護を受ける行為に対する、国家刑罰権による不当な介入の契機となりかねない。これは特に、人に直接威圧的ともとれる言葉が投げかけられる場合において、問題となり得る。一般的にいつて、刑罰権の濫用を防止し、市民社会における自由を保障するためには、法規の文言につき、概念を分析し、そこから得られた核心を通じて外縁を明らかにしなければならない。本稿で取り上げる業務妨害罪における「威力」に関して、このような作業は、これまで必ずしも十分に行われてきたとは言えないように思われる⁶⁾。

4) 大判昭和11年5月7日刑集15巻573頁、前掲・最判昭和28年1月30日。中森・前掲注(1)63頁(注50)は、判例は業務妨害罪を抽象的危険犯と見ているようであるとす。

5) それはいうなれば、社会的に相当な行為を処罰の対象とすることを意味する。これに対し、刑法解釈学の重要な目的の一つは、社会的相当性を有する行為を処罰対象に取り込まないことにあるように思われる。そこでは、社会的相当性の概念は、刑法解釈、とりわけ刑法各則の解釈の図式として機能する。このような捉え方については、安達光治「社会的相当性の意義に関する小考——ヴェルツェルを中心に」立命館法学327=328号(2010年)20頁以下(特に52頁以下)を参照されたい。

6) 威力の概念につき、旧刑法の業務妨害罪の規定に影響を与えたのフランス刑法の規定、および旧刑法からの立法沿革を検討した論稿としては、莊子邦雄「威力業務妨害罪にお

そこで本稿では、業務妨害罪における「威力」の意義につき、上で述べた問題意識から、人との対面での言葉による場合を中心に考察を行う⁷⁾。考察にあたっては、旧刑法時代のテキストに遡って、威力概念の生成過程を跡付ける。そこでは、威力とはもともと暴行・脅迫に限られるとされていたが、後に権力の濫用や権勢の利用が加えられ、さらに、現行刑法制定後の判例を通じて「勢力」に統合され、学説もこれに従い、現在に至っていることが示される（二）。特に現行刑法制定後は、判例の展開が威力の意義を明らかにする上で中心的な役割を果たしてきたことから、次に、具体的な裁判例が、威力に関しどのように判断しているかが問われる。本稿では、これにつき、裁判例の事案を分析し、判例が威力を肯定する基準を明確にする（三）。そこで留意すべきは、従来の判例は、威力を限定的に解している点である（それは、業務妨害罪の曖昧さを踏まえ、可罰性の限界を妥当な範囲に限定すべきとの考え方に基づくものと推測される）。この点、林幹人は、「判例も単に業務妨害の結果さえ発生すれば本罪の成立を認めているわけではない。むしろ理論的には威力を限定しようとする志向性がある。」⁸⁾と述べるところである。

ところで、近時、威力業務妨害罪の可罰性の限界を考える上で、非常に興味深い下級審裁判例が現れた。それは、いわゆる震災がれきの受け入れに対する抗議活動に参加していた被告人が、JR 西日本大阪駅構内において、被告人らのビラ配布などの行為を制止するなどの業務に従事していた

ゝける『威力』と旧刑法・フランス刑法——立法沿革小史』北海道大学法学部十周年記念法学政治学論集（1960年）203頁以下がある。また、木村栄作『刑法における『偽計』と『威力』について』司法研修所創立15周年記念論文集中巻（1963年）263頁以下も、「威力」の内容に関する旧刑法からの立法沿革および判例・学説を紹介する。

7) 言葉によらない実力行使での業務妨害とみられる場合についても、例えば、争議行為などそれ自身正当な目的に基づくものがある。威力概念の不明瞭さからは、これについても問題とすべきであるが、本稿では差し当たり、対面での言葉による場合を中心的な対象とすることとする。言葉によらない実力行使や、相手方と直接対面するのでない場合も含め、威力業務妨害罪全体の検討については、他日を期したい。

8) 林幹人『刑法各論〔第2版〕』（2007年）132頁。

同駅の副駅長 A（以下、Aとする）に対し、顔を近づけ、大声を出して抗議を行うなどした行為につき、大阪地判平成 26 年 7 月 4 日 LEX/DB25504286 が、A のような立場にある普通の人々が心理的な圧迫を覚え、円滑な業務の遂行が困難になるとまではいえないなどとし、威力業務妨害罪の成立を否定して無罪としたというものである⁹⁾。本判決は、被告人の言動が威圧的とも言えるにもかかわらず、相手方である A の立場や被告人への具体的対応などから、A と同一の立場にある一般人が心理的圧迫を覚えるものとは言えないことを理由に、「威力」にはあたらないとしたが、それは、威力概念の核心と業務妨害罪の限界を考える上で、意義を有する。それゆえ、本稿では、考察の出発点として、まずこの「大阪駅事件」（ないしは、本件と呼ぶこともある。）につき、一において事案の概要と判旨を紹介し、二および三の考察を踏まえ、四において被告人の言動が「威力」に該当するかにつき検討を行う。さらに、大阪駅事件では、被告人ら街頭宣伝活動参加者が、活動を終えて別の場所へ移動する際、大阪駅コンコースを通り抜けようとしたところ、A らはこれを制止した。公訴事実によると、被告人はそこでも A の制止業務を、威力を用いて妨害したとされる。しかしながら、大阪駅のような大きな駅のコンコースは、通り抜けのためにも通常利用される。それゆえ、そもそも駅員がコンコースの通り抜けを制止する行為が、常に業務として保護されるのかという疑問が湧く。そこで、威力の意義という本稿の課題からはいささか外れるが、A らによる被告人らに対する立入り制止行為の業務としての要保護性について、補論として検討する（五）。

なお、本稿では、考察に際し、旧文体で記されている文章については字体を現在のものに改め、また、「威力」の概念に関する検討において、問題となる事件の被告人の発言とされる部分等については、発言内容の正確

9) 本判決は、併せて起訴された別の威力業務妨害事件については、成立を認めている。判決について報じる新聞記事として、読売新聞 2014 年 7 月 5 日大阪朝刊 35 頁を参照。なお、本稿執筆当時、検事控訴により、事件は大阪高裁に係属中のようである。

な理解に役立つよう、適宜句読点を挿入した。

一 大阪駅事件

1. 本件事実関係

前掲・大阪地判平成26年7月4日によると、大阪駅事件の事実関係において、威力業務妨害罪における威力概念との関係で問題となるのは、次の2つの行為である。

(1) ビラ配布の制止業務とそれに対する行為

平成24年10月17日午後3時過ぎ頃、被告人らはJR西日本（前掲LEX/DB掲載判例では「C」）大阪駅御堂筋北口付近で街頭宣伝活動をしていたが、そのうちの数名が大阪駅北側に隣接する商業施設（前掲LEX/DB掲載判例では「D」）の東側広場において無許可でビラの配布を始めた。そのため、大阪駅副駅長Aは、他のJR西日本職員等と共にこれを制止する業務を始めた。Aは、自ら同業務を行うとともに、上記約20名の職員・警備員らの業務を統括する立場にあった。その後まもなく、被告人がAに近づいて、20センチから50センチ程度の距離にまで顔を近づけ、「ビラまきを制止するな。」「表現の自由や。じゃまするな。」などと大声で言い、その後短時間言い争いとなった。被告人は、その後、Aをにらむなどしながら、午後4時頃に街頭宣伝活動が終わるまでの間、Aの近くに立っていた。

(2) 駅コンコース内への立入り制止業務とそれに対する行為

さらに同日午後4時過ぎ頃、AらJR西日本職員らは、大阪駅御堂筋北口付近での活動を終えた街頭宣伝活動参加者らが同駅南口方面に移動するために駅コンコース内に立ち入ろうとした際、これを制止しようとした。これに対し、被告人は、Aに近づき、「何でじゃまするんや。」などと言い、Aの体を押しのけてコンコース内に立ち入り、他の参加者らと一緒に

同コンコースを通過して移動した。

2. 威力概念との関係で問題となる点

本件では、要するに、本件ビラ配布に対してAの統括により行われた制止業務に際し、20センチから50センチ程度の距離にまで顔を近づけ、「ビラまきを制止するな。」「表現の自由や。じゃまするな。」などと大声で抗議し、その後短時間言い争いをした行為（以下では、「第1行為」と呼ぶ。）、および本件街頭宣伝活動参加者らが活動を終えた後に同駅コンコース内に立ち入るのを同人らが制止しようとした際、強い言葉を用いつつ同人を押しつけて他の参加者らとともにコンコース内に立ち入った行為（以下では、「第2行為」と呼ぶ。）における被告人の言動が、刑法234条にいう「威力」にあたるかが問題となる。この点、両行為は場所的・時間的観点からのみみれば、近接したものとして一体の行為と評価することが可能かもしれないが、しかし、両者はそれぞれ別の場面において、別個の業務に対してなされたものである（前掲・大阪地判平成26年7月4日も、両行為を別個に評価している）。いわゆる接続犯としての罪数処理の点はともかく、威力業務妨害罪の構成要件該当性の評価対象としては、両者は別個の行為と捉えるのが適切である¹⁰⁾。

3. 判 旨

前掲・大阪地判平成26年7月4日も、威力の意義については、「人の自由意思を制圧するに足りる犯人側の勢力」という従来の定義を前提に、

10) なお、本件事実関係とかかわって、被告人らは本件ビラ配布活動等の街頭宣伝活動を、あくまで、いわゆる震災がれきの受入反対の意見表明として、すなわち政治的表現活動として行ったのであり、本件行為時に、JR西日本大阪駅や、その構内および周辺に存在する商業施設等で営まれている業務を妨害する意図を有していなかった点に留意が必要である。というのも、はじめから業務妨害の行為としてなされた場合と、前提となる行為そのものは業務妨害の意図を有せずに行われた場合とでは、業務妨害罪の成否という点での事案の評価に際し、その判断の在り方が異なることがあり得るからである。

「威力を用いて業務を妨害する行為とは、行為の態様、当時の状況、業務の種類・性質等からして、普通の人であれば心理的な圧迫感を覚え、円滑な業務の遂行が困難になるような行為を意味する」と解する。

第1行為についてみると、Aよりやや背が高く体格もよい被告人が、Aにかなり近い距離で大声を出しているが、現場は白昼の大阪駅前の屋外であり、人通りもあり、また、ビラを配布していたのは数名であるのに対し、これを制止する業務に従事していた者はAを含め約20名であり、近くには複数の警官もいてこれを見ていた。そして、被告人がAに対して大声を出した際、他の街頭宣伝活動参加者が直接これに加勢したという事実は認められないとされる。以上の状況を前提に、業務全体の統括者の立場にあるAの業務の性質も考えると、「被告人1人から顔を近づけられて大声を出され、短時間言い争いをしたからといって、その立場にある普通の人々が心理的な圧迫感を覚え、円滑な業務の遂行が困難になるとまではいえない。現にAも被告人に対してきつい調子で言い返しているし、他の大阪駅職員によるビラ配布の制止業務が困難になったということもない。また、被告人がその後Aの近くに立っていたことについては、にらむなどしていたことを考慮しても、心理的な圧迫感を与える行為とはいえない」（一部表記等を改めた一引用者）として、被告人の言動は、威力を用いて業務を妨害する行為にはあたらないとした。すなわち、判示は、第1行為につき、「威力」にはあたらないとしたものと解される。

第2行為については、本判決は、駅コンコース内への立入り制止業務の要保護性の問題とし、結論としてこれを否定している。前述したように、この点は五において補論として検討する。

二 威力概念の生成

1. 旧刑法制定当初の議論

刑法234条は、威力を用いて人の業務を妨害した者を処罰の対象とする。

本罪を含む業務妨害の罪は、フランス法系に属するものであり¹¹⁾、1880年制定の旧刑法では、第2編第8章「商業及ヒ農工ノ業ヲ妨害スル罪」として、267条以下に規定されていた¹²⁾。その目的は、明治政府の殖産興業政策において基盤をなす農工商の三業の自由を保護し、国の隆盛を企図するものであったと考えられる¹³⁾。それゆえ、旧刑法は本罪を公益に対する罪に位置付けており、一小事の妨害は私益を害するものにすぎず、公益を害する罪をなすものでないことから、罰するべきではないと考えられていた¹⁴⁾。すなわち、業務妨害の罪については、些細な妨害行為が処罰の対象とならないよう、旧刑法制定当初より、成立範囲の限定の必要性が指摘されてきたのである。業務妨害罪の成立範囲の限定は、本罪の手段である偽計や威力の解釈に関しても言えることである。この点、宮城浩蔵が、「本章ノ罪経済上ニ関係ヲ及ホスコト大ニシテ夫ノ商業上ノ競争ノ如キ一歩ヲ誤レハ或ハ偽計トナリ或ハ威力ノ所為トナル実ニ其間髪ヲ容レス故ニ本章ノ罪ヲ判定スル者注意セサル可ラス偽計威力ノ点ニ付テハ容易ニ判定シ難ク漫ニ之ヲ罰セハ反テ社会ノ商工業ヲ害シ而シテ商工業上自由ノ競争

11) 井上操『刑法述義』(1888年)984頁は、「此ノ罪ハ、……仏国刑法第四十三条以下ニ原因シテ、設ケラレタルモノナルベシ」という。対応するフランス刑法の各条文の内容とその意義については、莊子・前掲注(6)210頁以下が詳しい。

12) 旧刑法第2編第8章には、267条(偽計または威力による穀類その他の衆人の需要に不可欠な物品の売買の妨害)、268条(偽計または威力による競売または入札の妨害)、269条(偽計または威力による農工業の妨害)、270条(農工の雇人による、雇賃の増額または農工業の景況を変動させる目的での雇い主および他の雇人に対する偽計または威力による妨害)、271条(雇い主による、雇賃の減額または農工業の景況を変動させる目的での雇人および他の雇い主に対する偽計または威力による妨害)、272条(虚偽の風説の流布による、穀類その他の衆人需用の物品の価値の昂低)の6カ条が置かれていた。

13) 堀田正忠『刑法積義 第二編』(1884年)812頁は、「農工商ノ三業ハ一國ノ財源ニシテ貧富ノ幾ニ係ル故ニ官充分ニ其自由ヲ保護シ以テ其隆盛ヲ企図セサルヘカラス」と述べる。

14) 井上・前掲注(11)984頁以下では、「僅ニ一小事ノ妨害ヲ為スモ、之ヲ罰スヘカラス、是レ公益ヲ害シテ、三業ノ自由ヲ害スルモノニアラサレハナリ、一小事ノ妨害ハ、只其一事ニ就キ、一人ノ私益ヲ害スルニ過キスシテ、社会ノ公罪ヲ組織スルモノニアラサルナリ」と述べられている。

ヲ妨害シ為ニ其競争力ヲ薄弱ナラシメ竟ニ一國ノ殖産ヲ衰頹スル如キ反対ノ結果ヲ生スルニ至ル」¹⁵⁾ と述べるとおりである。

実際、当時の論者は、「威力トハ威勢或ハ腕力ト云ウノ意」¹⁶⁾ で、「殴打スルト云イアルイハ放火スルト云ウカ如キハ威力ノ妨害ナリ」（宮城浩蔵）¹⁷⁾、「威力トハ何ソヤ暴行脅迫ヲ云ウニ外ナラス」（磯部四郎）¹⁸⁾、「偽計ヲ以テスルト暴行脅迫ヲ以テスルトニ論ナク……」（堀田正忠）¹⁹⁾ などとしており、「威力」の意義を具体的な暴行・脅迫の場合に限定するようである。

たしかに、上記の宮城による指摘は、経済取引での駆け引きにおいて多少の行き過ぎた振る舞いがあった場合に、これをいちいち処罰しては、自由競争を妨害し、ひいては産業の衰退をもたらしかねないという意味において、もっぱら経済的観点によるものである。しかし、この点は、現行憲法秩序の下では、経済的取引のみならず、大阪駅事件の背景にある表現活動についても（その優越的地位に鑑みれば、なおのこと）妥当するはず

15) 宮城浩蔵『刑法講義』（1885年）392頁。

16) 宮城・前掲注(15)394頁。

17) 宮城・前掲注(15)398頁。莊子・前掲注(6)232頁（注3）は、宮城の威力概念に対して、「暴行・脅迫の下限については必ずしも明らかでない」と指摘するが、本文で挙げた具体例からみるに、軽微な脅迫などは含まない趣旨であったと思われる。

18) 磯部四郎『改正増補 刑法（明治十三年）講義』（復刻版 1999年）705頁。本書では威力の例として、267条では、「暴行脅迫ヲ以テ其船舶ヲ抑留シタル所為ノ如キハ威力ヲ以テ売買ヲ妨害シタルモノナリ」（同書708頁）、268条では、「腕力ヲ以テ妨害シ又ハ之ヲ為ストキハ生命ヲ奪ウヘシ若クハ放火スヘシト脅迫シテ之ヲ為サシメサリシ場合」（同書711頁）、269条では、「早魃ニ際シテ我田ニ水ヲ引カンカ為メ腕力ヲ以テ他人ノ田ニ灌溉セシメサリシ所為」（同書712頁）といったものが挙げられている。その手段は、いずれも、暴行・脅迫に相当すると言える（もっとも、269条の場合は、人の身体に直接向けられない実力行使を含み得る）。

19) 堀田・前掲注(13)814頁。もっとも、同書824頁では、「偽計又ハ暴行脅迫等ノ手段ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害スルハ大ニ公益ヲ損スルノ所為ナリ」（傍点は引用者）とも述べられており、暴行・脅迫以外の手段も含まれ得るかのようにも読める。しかし、具体的にどのような手段がここに含まれるかは明確でなく、いずれにせよ、「威力」につき、暴行・脅迫ないしはそれに類する手段に限定する趣旨とみるべきであろう。

である。いずれにせよ、少なくとも、すでに旧刑法制定当初から、「偽計」や「威力」の点も含め、業務妨害罪の成立範囲を限定する必要があることが指摘されてきたことに留意すべきである。そのような指摘の背景には、業務妨害罪が解釈の如何によっては、極めて広い範囲の行為を捕捉し得る犯罪であり、その点で解釈適用には慎重を期す必要があることが意識されてきたことがあると言える。

2. 旧刑法下でのその後の学説

もっとも、その後の議論においては、当初の学説で言われてきた暴行・脅迫は、それ自身が暴行ないしは脅迫の罪を構成する程度のものである必要はなく、それより軽度のもので足り、とりわけ脅迫に関しては、そこに至らない程度の権力の濫用や権勢によって人を威迫させる場合も含まれるとの解釈が示されるようになった²⁰⁾。勝本勘三郎は、「茲ニ所謂偽計威力トハ詐欺ノ計策又ハ暴行及ヒ重キ脅迫ノミニ止マラス賄賂ソノ他ノ方法ヲ以テスル諸般ノ悪計乃至輕キ脅迫若クハ権力ノ濫用等ヲモ包含スルモノト確信ス」²¹⁾ (傍点は原文中のもの) と述べている。また、岡田朝太郎は、「威力ト称スルトキハ暴行並ニ暴行ニ対立スル脅迫及ヒ刑法三九〇条ノ恐喝ヲ含ムハ勿論其他単ニ位置又ハ権勢ニ因テ人ヲ畏怖セシムル如キモ亦コレヲ含ムモノト解釈セサル可カラス」²²⁾ と述べ、例えば、上級の官吏た

20) 莊子・前掲注(6)221頁以下は、旧刑法270条、271条の母法であるフランス刑法(1864年修正)414条において手段として規定される、violence(暴行)、voie de fait(暴力)、menace(脅迫)をフランス刑法典他の規定との比較などによって分析し、「威力」の概念は広義の暴行・脅迫であるとする。それゆえ、労働の自由を侵害するに足りる程度 of 自由意思への圧迫がある限り、たとえ「脅迫」を内容とする罪の構成要件を満たすことがなくとも「威力」と称するに足り(前掲229頁以下)、また、威力の下限である違警罪としての暴行罪の対象は人の身体であるが、苟くも労働の自由を侵害するなまの力の行使が認められれば、必ずしも人の身体に向けられる必要はないとする(前掲230頁(注2))。しかし、それが人の労働の自由を侵害する程度のものであるとされることに留意すべきである。

21) 勝本勘三郎『刑法析義各論之部 卷一』(1900年)733頁。

22) 岡田朝太郎『刑法各論』(1903年)176頁以下(オンデマンド版(2002年)より引用)。

る地位、会社、銀行の重役たる地位、父兄、教師たる等の地位を濫用して、強いて法文に掲げるような行為をさせた場合には、悉く威力といわねばならないとして²³⁾、地位、権勢により畏怖させる場合の具体例を示している。さらに、小疇伝も、「威力トハ汎ク暴行脅迫恐喝威権ヲ意味ス」²⁴⁾（傍点は原文中のもの）と端的に定義する。

この点に関し注目すべきは、岡田が前記引用のものの以前に公刊されたテキストにおいて、「威力ト称スルハ暴行脅迫ヲ含ムハ勿論第三百九十条ニ欺罔ト対シタル恐喝其他勢力ヲ弄シテ人ヲ畏怖セシメタル場合全体ニ該当ス」²⁵⁾（傍点は引用者）と説明していた点である。すなわち、ここでは他の論者と異なり、威力の概念につき、後の判例・学説で用いられる「勢力」という言葉をも用いて説明しているのである（もっとも、彼がどのような理由からこの言葉を用いたのかは、判然としない）。ただ、上述の岡田が示した具体例から分かるように、この時期の学説において付け加えられた「権力の濫用」「威権」「権勢」といった要素は、地位利用にあたるものに限定されていた。それゆえ、ここでも威力概念は限定的に理解されていたとみることができる。

3. 現行刑法制定当時の議論

1907年に成立した現行刑法の政府提出案理由書では、業務妨害の罪に関し、以下のように説明されている²⁶⁾。

23) 岡田・前掲注(22)177頁。

24) 小疇伝『刑法各論（第二編）』（1904年）340頁。なお、小疇による同時期に出版されたと思われる『刑法各論 完』339頁では、「威力トハ、汎ク暴行脅迫及ヒ威権ノ濫用ヲ意味ス」（傍点は原文中のもの）とされていた。本文に示した定義は、「恐喝」が加えられている点で、岡田の定義に近くなっている。

25) 岡田朝太郎『日本刑法論各論之部』（1895年）604頁。

26) 倉富勇三郎他〔監修〕・松尾浩也〔増補解題〕『増補 刑法沿革総覧（日本立法資料全集別巻2）』（1990年）2209頁。この点につき、松宮・前掲注(1)166頁も参照。また、現行刑法への規定の変更につき、京藤哲久「業務妨害罪」芝原邦爾他〔編〕『刑法理論の現代的展開 各論』（1996年）118頁は、「規定に即して見るなら、公益に対する犯罪と理解」

- 一 現行法第二編第三章（「八章」の誤り—引用者）ハ商業及ヒ農工ノ業ヲ妨害スル罪ト題シ其適用ノ範囲狭キニ失スルヲ以テ本案ハ広く信用及ヒ業務ニ対スル罪ト題シ総テ人ノ信用ヲ毀損シ又ハ業務ヲ妨害スル場合ヲ包含スルコトトセリ
- 二 現行法ハ数条ヲ設ケ種々ノ場合ヲ分別シテ規定スルモ本案ハ概括的ノ規定ヲ設ケ一切ノ場合ニ応スルコトトシ脱漏ノ虞ナカラシム

要するに、旧刑法の規定が妨害の対象を商業および農工業に限定しており、規定も細分化されていたところ、虚偽の風説、偽計ないしは威力による「業務」の妨害を概括的に処罰の対象とすることで、脱漏のおそれがないようにしたということである。もっとも、現行刑法のこのような規定の在り方については、「現行法のようにすべての社会的活動を包括的に刑法によって保護するのは、立法として稀であり、その当否には疑問がもたれてよい」²⁷⁾とする中森喜彦の指摘が存在することに留意すべきである。いずれにせよ、現行刑法233条後段および234条は、処罰の対象こそ業務一般に拡張されているが、民業たる業務の妨害を処罰する趣旨の規定である点で、旧刑法の三業の妨害罪規定と本質的な相違はないといえる。

旧刑法において業務妨害の手段とされていた「偽計」および「威力」の意義については、改正時に特段の議論もなかったことから、基本的に旧刑法のものを引き継ぐものと考えてよいと思われる²⁸⁾。この点、刑法改正

27) している旧刑法では、業務一般ではなく、国民生活ないし国民経済にとって重要な意義を有する経済活動に対する妨害行為のみの処罰が念頭におかれ、この観点からの処罰範囲の絞り込みが行われている。他方、個人的法益に対する罪と理解している現行刑法では、妨害対象の範囲の限定を断念したかわりに、個人の利益が現実に侵害され現実に一定の結果が発生した場合に限って処罰しようとしていた。旧刑法は対象が絞りこみ、現行刑法は利益侵害の程度で絞りこもうとしたといっただろう。」と述べる。

27) 中森・前掲注(1)63頁。中森「公務に対する業務妨害罪の成立」井上正仁・酒巻匡〔編〕『三井誠先生古稀祝賀論文集』(2012年)442頁においても、「そもそも、包括的な業務妨害罪が置かれているのは、立法として特異である。」と指摘される。

28) この点を指摘するものとして、莊子・前掲注(6)233頁。

時の田中正身のテキストでは「威力」に関し、「第二百三十四条ハ威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル場合ノ規定ナリ。威力トハ暴行並ニ暴行ニ対スル脅迫恐喝ヲ含ムハ勿論其他単ニ地位又ハ権勢ニ因テ人ヲ畏怖セシムル行為ハ一切包含ス」²⁹⁾（句点を挿入した一引用者）と説明されている。これは、「威力ト称スルトキハ暴行並ニ暴行ニ対立スル脅迫及ヒ刑法三九〇条ノ恐喝ヲ含ムハ勿論単ニ位置又ハ権勢ニ因テ人ヲ畏怖セシムル如キモ亦コレヲ含ムト解釈セサル可カラス」という、上記の岡田朝太郎によって示された定義に類似していると言える。また、現行刑法制定・施行のすぐ後に出された大判明治43年2月3日刑録16輯147頁は、「威力」の意義につき、「人ノ意思ヲ制圧スル勢力ヲ指称スルノ義ナレハ犯人カ相手方ニ対シテ暴行脅迫ヲ加エタル場合ノミナラス犯人ノ恐喝又ハ位置権勢ニ因リテ相手方ヲ畏怖セシムルカ如キ場合ヲモ指称スルモノト解スルヲ相当トス」と判示するが、これも後半の部分については、類似したものということができよう（これに対し、前半の「人ノ意思ヲ制圧スル勢力」のうち、「勢力」という言葉が岡田のテキストに見られることを前述したが、前掲・大判明治43年2月3日が岡田を参照したかは定かではない）。

この時期の学説でも、暴行・脅迫だけでなく、脅迫に至らない程度の示威行為が「威力」に含まれるとの解釈が示されている。たとえば、大場茂馬は、「威力ヲ使用ストハ暴行若クハ脅迫ヲ使用スル場合ハ勿論、其未タ脅迫ト謂フ能ハサル示威モ亦威力ト謂フヲ得ヘシ。例エハ工場ノ職工数名若クハ数十名ニ拠リ為サル示威運動ハ未タ脅迫ノ程度ニ達セサルモ茲ニ所謂威力トシテ充分ナル場合アルヘシ。又害悪ノ通知ニシテ脅迫ト謂フ能ハサルモノモ亦之ヲ威力ト称スルヲ得ヘシ。例ハ債権者タルノ地位ヲ利用スルカ如シ。」³⁰⁾と述べ、集団での示威運動や債権者の地位を利用するような場合に、それ自身脅迫とは評価できない手段でも、「威力」にあるとしている。ここに、集団的勢力や地位権勢を利用する場合に、「威力」

29) 田中正身『刑法改正釈義下巻』（1908年）1208頁。

30) 大場茂馬『刑法各論上巻』（1909年）537頁。

と認める解釈の原型が示されていると言うことができる。

4. その後の学説

その後の学説でも、「威力トハ人ノ意思ヲ制圧スル勢力ナリ。有形タルト無形タルトヲ分タス。暴行ヲ用フルモ可ナリ。脅迫、恐喝、権威、職権ノ濫用等モ亦可ナリ」(泉二新熊)³¹⁾、「威力ヲ用キトハ汎ク他人ノ意思ニ抑圧ヲ加フコトヲ謂フ。暴行脅迫ヲ用キル場合ノ外、尚ホ不法ニ主人又債権者タル地位ヲ濫用スルカ如キ場合モ亦之ニ該ル。」(宮本英脩)³²⁾、「威力とは人の意思を制圧するところの勢力を謂ふ。暴行・脅迫は勿論、社会的・経済的優越の力又は地位、例えば多数、主人・債権者たるの地位等を利用することも威力を用ひることとする。」(木村亀二)³³⁾、「威力とは、人を畏怖せしめ、其の意思を制圧するやうな勢力を謂ふ。暴行・脅迫は勿論、地位・権勢を利用するの威力を用ひるものと謂へる。」(小野清一郎)³⁴⁾(傍点は原文中のもの)など、前掲・大判明治43年2月3日の定義に概ね沿った考え方が示されている³⁵⁾。

近時の学説においては、威力は「暴行・脅迫の拡張形態」³⁶⁾であるとされ、「被害者の自由意思を制圧する勢力の行使・利用」という一般論を立てつつ、暴行・脅迫だけでなく、地位・権勢を利用する場合を含むとするものが多数である³⁷⁾。さらに、すでに大場の見解の中にみられた多数、

31) 泉二新熊『日本刑法論下巻(各論)[第38版]』(1927年)654頁。引用文では句点を挿入した。

32) 宮本英脩『刑法学粹[第5版]』(1935年)681頁。

33) 木村亀二『刑法各論』(1938年[1957年復刻])79頁。

34) 小野清一郎『新訂刑法講義各論[第15版]』(1956年)223頁。

35) この点、牧野栄一『日本刑法各論[第67版]』(1943年)321頁も、「威力」の意義について、前掲・大判明治43年2月3日の定義を示した後、「主従ノ関係ヲ利用シ、又ハ債権者タルノ地位ニ乗シテ業務ノ妨害ヲ為スハ皆犯罪ト為ル。公務員カ威権ヲ濫用スル場合ニ付テハ別ニ規定アリ(一九三以下)。想像的競合ヲ構成スヘシ。」と述べる。

36) 山口・前掲注(1)165頁。

37) 大塚(仁)・前掲注(1)161頁、西田・前掲注(1)129頁、大谷・前掲注(1)149頁。

集団、団体の勢力、力の誇示を含める見解も多い³⁸⁾。しかしながら、学説はこうした一般論を示すにとどまっており、「威力」の本質とかわる具体的な基準を明らかにするには至っていないように思われる。また、本稿の冒頭で述べたように、「人の（自由）意思を制圧するに足る勢力」といった判例の示す定義も、核心において曖昧なものといわざるをえない。そのため、概念においても不明瞭となり、そこには様々な有形・無形の力の行使を含み得る。威力業務妨害罪の構成要件の明確性を確保し、不当な処罰範囲の拡大を抑止するためには、これまで「威力」概念を理論的に限定して理解しようと努めてきたとされる判例の具体的事案の処理を分析することで、そのエッセンスを明らかにする必要がある。そこで次に、本件のように言葉による威圧的態度が問題となった事案を中心に、具体的にどのような基準によって判例は「威力」を肯定してきたのか、検討することとする。

三 判例における「威力」概念

1. 判例の概観と検討

「威力」とは、現在の判例では、「人の自由意思を制圧するに足る犯人側の勢力」とされている（前掲・最判昭和28年1月30日）が、これは、前掲・大判明治43年2月3日の「人ノ意思ヲ制圧スル勢力を指称スルノ義ナレハ犯人カ相手方ニ対シテ暴行脅迫ヲ加エタル場合ノミナラス犯人ノ恐喝又ハ位置権勢ニ因リテ相手方ヲ畏怖セシムルカ如キ場合ヲモ指称スルモノト解スルヲ相当トス」という説示に沿うものといえる。そこで、「威力」の意義に関する基点的判例ともいべきこの判決を出発点に、判例の流れを概観し、適宜検討を加えることとする。

38) 内田文昭『刑法各論上巻』（1977年）183頁、平川宗信『刑法各論』（1995年）209頁（騒音・喧騒等も含まれるとする。）、山中・前掲注(1)214頁、中森・前掲注(1)65頁。

① 前掲・大判明治43年 2 月 3 日

この事件は、被告人が相手方 2 名に対し、「将来米一合の収穫ナキモ、又畦畔ノ損壊スルコトアルモ、足ノ骨一本折ルル事アルモ隣地ノ者ノ所為ト疑フ勿レ。此田地ヲ耕作スルモノハ、白骨トナリテ帰ルコトアルベシ。尚、帰途ニハ注意セヨ。」と言い、あたかも相手方 2 名が田地を耕作するときには、自身に危害が及ぶべきことがあると申し向け、両名は恐怖のあまり業務たる耕作を中止・断念したという事案に関するものである。なお、この事件では、「威力」とは犯人が自己の所為をもって威迫強制することをいうのであり、他から危害が及ぶべきことがある旨を述べて相手方を恐怖せしめたる場合を含まないなどとする上告趣意に対し、大審院は、犯人が第三者より危害の来る旨を告げて恐喝する場合も、犯人が直接危害をなすべき旨を告げて恐喝する場合も、等しく相手方に対する恐喝であり、両者の間に区別はないと判示している。いずれにせよ、被告人が相手方にした告知が、「当該田地で耕作する場合には、白骨となって帰ることもあるべし」という過激な内容のものであることからして、告知された害悪が被告人ないしは第三者によって加えられる可能性が必ずしも現実でありそうでなかったとしても、相手方の業務遂行を著しく困難にする程度の威迫と評価できる。そして、このような脅迫的な言辞を弄することは、それ自身「威力」と評価するのに十分と言えよう。

② 大判昭和10年10月25日刑集14卷1405頁

この事件の被告人らは、某島の百合信用購買利用組合の組合員であり、この組合は同島の人口の 9 分の 1 を占め、百合根の生産は同島の産業の首位にあったが、従来の横浜や東京の取引先から変更し、より有利な条件を付して某商社と取引を開始しようとしているところであった。その際、被告人らは、取引先の変更反対し、契約書に調印しない者たち（反対派）に対し、多衆威力を利用して各種制裁を科し、該契約に賛同させることを主唱して、それに向けた各事項を申し合せ、これに従わない場合の違約金

に関する付帯決議と併せて決議した。そうした中、被告人らは、契約調印派である4名の女性に対し、「反対派ノ仕事ヲ為スヘカラス。反対派ノ仕事ヲ為サネハ食ヘヌ様ナラ食ハヌテモ良シ。」と申し向けて脅迫したり、また、「何故反対派ノ仕事ヲシタカ。違約金ヲ取ル。違約金ヲ取ラレタ事ハ、各部局ニ広告スル。今カラ反対派ノ仕事ヲスルナ。」と申し向けて威圧したりして、同女らの仕事を中止せしめた。さらに被告人らは、契約書への未調印者が所有する百合根畑において作業中の者らに対し、「反対派ノ仕事ヲ為スヘカラス。反対派ノ仕事ハ出来ヌ様ニ協議シテ居ルノヲ知ラヌカ。」と同人らを威圧してその仕事を中止せしめた。上告趣意では、被告人らの上記言辭は、いずれも害悪の通知の程度に達していないことは明らかであり、単に組合の決議があることと決議の内容を告知したものにすぎないなどと主張された。

これに対し、大審院は、「刑法第二百三十四条ニ所謂威力トハ犯人ノ権勢員数及四圍ノ事情ニ因リ他人ノ意思ヲ抑圧スル勢力ヲ指称スルモノニシテ原判示ノ如ク組合員多数ノ意思ニ因リ各種ノ制裁ヲ課スベキ決議ヲ為スカ如キハ威力タルコト勿論ナリ」として、上告を退けた（「制圧」ではなく、「抑圧」との表現が用いられているが、意味としては変わらないであろう）。ここでの判示は、反対派の者の仕事をする相手方に対し、組合員の多数の意思による各種の制裁を加える旨の決議に基づいて威圧的な要求をなすことは、威力にあたるものとするものである。たしかに、被告人らの行為は、契約の調印を推進したい多数派が、これに反対する者たちに調印に賛同するよう働きかける上でなされたにとどまるというのであれば、上告趣意において主張されたように、「威力」にはあたらないことになる。しかしながら、決議の中には、反対する者に対し、調印に賛同するまで百合の栽培に必要な土地や人夫の提供その他の一切の交歓をなさないという、村八分にも匹敵する不穏当な事項も存在する。また、被告人らの言辭の中にも、単に反対派の仕事をするなというにとどまらず、反対派の仕事をしなければ生活できないというのならそれでもよいといった、相手方の生活手段に

かかわるような内容まで含まれる。そして、このような決議とそれに基づく言辞が、多数派の組織的な力を背景になされていることに照らすと、それ自身、相手方の業務の遂行を十分困難にする威迫と言えよう。ここでは集団による威圧に、「威力」の存在を認めることができる。

③ 大判昭和10年 9 月26日刑集14巻938頁

この事件では、被告人らが共同して、営業中の食堂で注文した品物が見本と異なるとして、これを詰問するために店内で怒号喧噪し、取締のために来た警察官に対しても居丈高となり大声叱呼したというものである。ここでは、先の2つの判例のように、生命や身体の安全に関する脅迫や多数者の権勢の利用という典型的な威力概念にあてはまるものとはいささか異なり、大声叱呼、怒号喧噪により、業務の場所を混乱に陥らせたことが「威力」に該当するかが問題となった。上告趣意では、被告人らの行為は単に食堂を一時的に小範囲において喧噪せしめたにすぎず威力業務妨害にあたらないと主張されたが、大審院は、「斯クノ如ク数人共同シテ多数顧客来集シ其ノ食事中ナル食堂ニ於テ右ノ如ク大声叱呼又ハ怒号喧噪スルコトニ依リ食堂内ヲ騒然混乱ニ陥ラシムルカ如キ行為ハ正ニ刑法第二百三十四条ニ所謂威力ヲ用ヒテ人ノ業務ヲ妨害シタリト云フニ該当シ……」としてこれを退けた³⁹⁾。

この事件における被告人らの怒号喧噪、大声叱呼の内容は、「B（食堂を運営する百貨店のこと一引用者）ハ詐欺行為ヲ為スモノナリ。」とか、「国家ノ警察官カ、Bノ警察官カ。警察官ノ取調ヲ受クル必要ナ〔シ〕。〔 〕中は引用者挿入」「Bハ官憲ヲ利用シ、不正ヲ蔽ハムトスルモノナル。」といった、Bの名誉を毀損する類のものではあるが、それ自身には、害悪告知を意味するような言葉は含まれていない。その意味で、被告人らは一時的に小範囲に喧噪をもたらしたにすぎないという上告趣意の主張も理解で

39) 福岡高宮崎支判昭和30年 3 月23日高刑特 2 巻 6 号176頁も、営業中の食堂における大声叱呼・怒号喧噪につき、威力業務妨害罪の成立を認める。

きないではない。しかし、大勢の顧客のいる前で、店を運営する百貨店が詐欺行為を行っていると大声で言われれば、その場が騒然となるのは当然のことであり、その結果として相手方の業務の遂行が困難になることは十分に予見し得る。この事件では、被告人が威圧的な口調で相手方の名誉を毀損し、かつ業務の場所を殊更に混乱に陥らせるようなことを大声で言い立て、それにより騒然たる状況をもたらした点につき、威力業務妨害の成立が認められたものといえる。つまり、業務の場所を混乱に陥れるような大声での威圧的言辞は、そこに具体的な害悪の告知が含まれていなくても、「威力」と評価し得る。

しかし、そこで重要なことは、「威力」というためには、単に威圧的というだけでは足りず、あくまで周囲の状況を勘案したうえで、それが業務の場を混乱に陥れる性格のものとして評価される必要があるということである。このことは、後に現れた重要判例である前掲・最判昭和28年1月30日が、「威力」の有無につき「四囲の状勢よりみて」判断するとしていることから、明らかである⁴⁰⁾。

40) 業務の場所を混乱に陥らせた事案としては、大判昭和7年10月10日刑集11巻1519頁も重要である。これは、営業中の食堂の配膳部にシマヘビ20匹をまき散らし、満員の食堂を大混乱に陥らせたという事案に関するもので、威力業務妨害の裁判例としてしばしば引き合いに出される。上告趣意は、食堂の営業主体たる法人の意思を制圧していないと主張したのに対し、大審院は、「同法条（刑法234条一引用者）ニ所謂威力トハ人ノ意思ヲ制圧スヘキ勢力ヲ汎称スルモノトス從テ顧客ノ満員セル他人ノ営業食堂ニ於テ人ノ嫌悪スル蛇数十匹ヲ該食堂ノ配膳部ニ向ツテ撒キ散ラス行為ノ如キハ其ノ目的ノ如何ヲ問ハス行為ノ性質上顧客並営業者ヲシテ嫌悪恐怖ノ念ヲ生セシメ満員中ノ食堂ヲ大混乱ニ陥レタル以上所謂威力ヲ用ヒ他人ノ営業ヲ妨害シタルモノナルコト言フ俟タス」とした。ここでは、食堂内に数十匹の蛇をまき散らすこと自体が人を畏怖させる性質のものであることに加え、それにより満員の食堂が大混乱に陥った点が、「威力」の有無の判断において意味を持つように思われる。行為者の実行行使により、通常の営業が困難になったのであれば、業務妨害行為としての性質を認め得るからである。もっとも、多数の者がいる場所に、20匹ものシマヘビをまき散らす行為自体が、人に対する有形力の行使としての暴行に該当すると解することができるかもしれない。

④ 前掲・最判昭和28年 1 月30日

この事件は、生産調整に基づく整理解雇の撤回等を求める被告人らが、専務室にいた工場長に対し交渉に応じるよう迫り、工場長は一旦これを拒絶したが、被告人らは建物の外で待つ仲間のもとに引き返し、専務室に侵入して工場長を取り巻いたところ、当初は侵入を極力阻止していた工場長も、その効なきを観念し、素志に反するが事態の成り行きを察知して会見の腹を定め丸テーブルの前の一脚に腰を落として、被告人らの質問が済むまでその場にとどまってこれを聞いていたが、原審の認定では、工場長は意思の自由を拘束されてやむを得ず業務を放棄していたわけではないとされた事案に関するものである。この事件では、被告人らの言動に対する工場長の主観的対応が問われる。すなわち、工場長は被告人らから強制されたわけではなく、一応は自分の意思でテーブルについていることから、自由意思の制圧にはあたらないのではないかという点が問題となる。

この点、一審判決（金沢地判昭和23年 9 月24日刑事裁判資料26号164頁〔判文は、LEX DB 27610048 より参照〕）が示すように、工場長が被告人らとの面会に応じることになったのは、多数人の威力を背景としてのことである（被告人ら10数名の者が工場長を取り巻いていたとされる）。最高裁も、「威力」というのに、「右勢力は客観的にみて被害者の自由意思を制圧するに足るものであればよいのであって、現実には被害者が自由意思を制圧されたことを要するものではな」く、すなわち「業務妨害罪の威力の有無は被害者の主観的条件の如何に左右されるべきものではない」とする。また、被告人らが工場長に質問をしている際にも、これにまったく答えない工場長に対し、一部の者から「こんなに黙っているなら水をぶっかける」「今日は徹夜しても交渉する」「馬鹿野郎」等の罵声を浴びせたともされる。これに対する工場長の実際の主観的対応が原審判示のとおりであったとしても、かかる状況では、一般的にみて業務の遂行を困難ならしめる威迫があったと解すべきであろう。最高裁が、被告人らが工場長と面会した行為につき、「人の自由意思を制圧する勢力」としての「威力」を認めたのは、こ

のように多数の者による勢力を背景としていたことによると解される。

なお、周知のように、威力業務妨害罪に関する戦後の裁判例では、このような労働争議における事案についてのものが多くを占めるに至ったが、そこでは主として刑法35条の正当業務行為として違法性が阻却されるかが問題とされた。本稿は、威力業務妨害罪の構成要件解釈を主眼とすることから、基本的にそれらの諸判例には立ち入らない⁴¹⁾。

⑤ 東京地判昭和50年12月26日刑月7巻11＝12号984頁

この事件は、いわゆる総会屋であった被告人らが、総会屋としての地位、名誉を高め、ひいては賛助金等の増収を図るために、Cの監査役選任問題に藉口し、総会荒しを企図して共謀の上、ある会社の株主総会に乗り込み、議事進行を無視して相呼応して発言を繰り返し、さらにCやD議長に対し、大声で怒号、罵倒して中傷誹謗を加え、約1時間半にわたり総会の議事を紛糾混乱させて議事の進行を妨害し、議案の審理にすら入らせないようにする等、同総会の正常な進行を困難ならしめたという事案に関するものである。東京地裁は、「D議長において、あえて議事の正常な運営をはかれば、被告人らがいかなる挙動に出、同総会がいかなる混乱状態に陥られるか計り知れないものとするに至ったというのも誠にやむを得ないものというべく、被告人らの判示言動は、人の自由意思を制圧するに足りるものとして、法にいわゆる『威力』に該当するものと認めざるを得ず……」と判示する。

この事件では、被告人らの言動により、正常な議事運営というD議長の業務執行が現実に妨害されている。それは、D議長が議場内の混乱を慮って慎重な対応に終始したことによるという面もあるかもしれないが、その

41) もっとも、大阪高判昭和26年10月22日高刑集4巻9号1165頁のように、威力の点が問題となったものもある。この事件では、工場の配電室スイッチを切る行為が「威力」にあたることされたが、これに対しては、威圧的要素がないから威力業務妨害罪の成立を認めるのは妥当でないとする批判が存在する（平野龍一『刑法概説』（1977年）188頁。中山研一『刑法各論』（1984年）154頁（注1）も参照）。

ような事態は、むしろ被告人らの威圧的言動から直接惹起されたものと考えべきである。被告人らは、当時Cがとある犯罪の容疑で取調を受けていることを新聞報道で知り、これにかこつけてCに対し、「被疑者を監査役にできるか」「あなた前科者じゃないか」「前科者が会社の業務内容を監査するなど一丁前の能書を言うんじゃないよ」「新商法にのっとった監査役の義務というのを言ってみろ」などと怒号し、またD議長に対しても、「嘘八百を並べる奴が何で社長の座にすわれるか、人格識見ともお前は落伍者だ」などと申し向け、さらに相呼応して同様の発言を続け、それぞれ執拗かつ一方的に悪口を繰り返したとされる。こうした名誉毀損的な内容を有する威圧的な言辞を複数の者が執拗に繰り返すことは、相手方の意思を制圧し、業務の場を混乱に陥れ、正常な業務執行を著しく困難ならしめるものである。これを「威力」と評価することに、基本的に異論はないように思われる。すなわち、D議長がさらなる議場内の混乱を慮って、慎重な対応に終始したということも考慮するとしてもなお、被告人らの言動そのものからして、「威力」と評価し得るのである⁴²⁾。

⑥ 最判平成23年7月7日刑集65巻5号619頁

この事件は、都立高校の元教員であった被告人が、怒号等により卒業式の業務を妨害したとされるものである。東京都立E高校の校長は、平成15

42) これに関し、大阪高判昭和58年2月1日高刑速(昭和58年)213頁は、講義中の大学の教室に学生ら10名の者が乱入し、講師に対し、「質問。」「先週は何故休講したか。その理由を言え。」などと激しい口調で発言し、その後も、同講師を包囲する位置から代わる代わる大声で「大学とは何か。」「授業とは何か。」「M問題を取り上げろ。(判文中は実名一引用者)」などと同講師らの制止を無視して発言を続けた行為につき、威力業務妨害罪の成立を認めている。講義中の大学講師に対し、これを取り囲むように怒号を続けたものであり、(当然ながら)発言の趣旨や内容は異なるものの、本文で述べたメルクマールに照らして「威力」と認めることができるであろう。なお、怒号等の威圧的言辞が用いられたケースとして、最決平成12年2月17日刑集54巻2号38頁もあるが、この事件では、偽計や、鉛筆で机をたたくなどの言葉によらない威圧なども用いられていることから、本稿では検討の対象としない。

年10月23日に東京都教育委員会教育長が都立高校校長に対して発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」と題する通達を受け、平成16年3月某日に実施されることとなっていた同校の卒業式において、国歌斉唱の際、生徒、教職員を始め、来賓や保護者にも起立を求めることとし、同日午前10時に卒業式が開式となる旨、および全員が起立して国家を斉唱する旨が記載された実施要綱を作成していた。被告人は、希望が入れられて、来賓として出席することになっていた。被告人は当日の午前9時半頃に会場である体育館に赴き、午前10時の開式の前に、体育館の中央付近に配置された保護者席を歩いてビラを配布してまわり、ビラ配布の報告を受けて赴いた教頭からビラ配布をやめるように求められたが、これに従わずビラの配布を続け、さらに同席の最前列中央まで進んで保護者らの方を向いて、校長らに無断で、大声で、この卒業式は異常な卒業式であって国歌斉唱のときに立って歌わなければ教職員は処分される、国歌斉唱の時にはできたら着席してほしいなどと保護者に呼びかけ、その間、教頭から制止されても呼びかけをやめず、被告人をその場から移動させようとした教頭に対し、怒号するなどした。さらに、遅れて到着した校長からも退場を求められ、教頭からも退場を促されたところ、被告人は怒鳴り声を上げてこれに抵抗したものの、午前9時45分頃、体育館から退場した。これらにより、卒業生が予定より遅れて入場することとなり、卒業式は予定より2分遅れの10時2分頃、開式となった。

最高裁は、「以上の事実関係によれば、被告人が大声や怒号を発するなどして、同校が主催する卒業式の円滑な遂行を妨げたことは明らかであるから、被告人の本件行為は、威力を用いて他人の業務を妨害したものであるべきであり、威力業務妨害罪の構成要件に該当する」と判示する。もっとも、最高裁判決は、これまでの裁判例と異なり、「威力」の意義に関して具体的な判示を行っていない。この点、本決定が正当と認める原判決（東京高判平成20年5月29日〔参〕刑集65巻5号833頁）では、被告人の体育館における振る舞いは、「校長や教頭において（刑集65巻5号868頁では、それ

ぞれ「A」「B」と仮名にされているが、ここでは状況を分かりやすくするため、職位に応じて「校長」「教頭」としている(引用者)、卒業式の円滑な進行に影響を与えかねないとして、その職責上、放置することができず、これを制止するなどの対応を迫られるものであることは明らかであり、「被告人は、現実に教頭からの制止や校長からの退去要求があったにもかかわらず、これを無視して呼びかけを行い、あるいは、怒号に及んだものであり、校長らにおいて、更に一定時間継続して対応することを余儀なくされたことも、また、明らかである。そうすると、被告人の一連の行為は、卒業式を円滑に執り行おうとする校長ら関係者の意思を制圧するに足る勢力の行使として、威力業務妨害罪の『威力』に該当すると評価することができる」とされる。ここでは、(その是非は措くとして)卒業式の実施要綱に反する事柄を、参列する卒業生の保護者らに大声で呼びかけ、それを制止する校長や教頭に怒号に及ぶ行為につき、校長をはじめとする業務者が特別な対応を迫られていた点で、「威力」に該当すると判断されている。この事件で、校長や教頭らは、卒業式の準備・挙行という本来の業務に加えて、本来の業務の正常な執行を妨げる蓋然性のある言動を繰り返す被告人への対応という、本来の業務とは直接関係のない余分な業務を強いられることとなってしまった。まさにこの点が、威力業務妨害罪の成立を肯定する上でポイントとされたのである。

この点は、業務妨害の結果発生の有無において問題されるのが通常であるが、校長や教頭に対する怒号を含む被告の行為そのものが、その性質上、本来の業務遂行との関係で特別な対応を迫るものであり、業務者の自由意思の制圧とかかわるという意味では、「威力」の有無に関しても意味を有する⁴³⁾。また、被告人の一連の行為により、卒業式の会場が「喧騒状

43) 本来の業務との関係で特別な対応を迫るという点は、威力概念だけでなく、本文でも触れたように業務妨害の結果も含めた業務妨害罪の成否全体にかかわる。行為者の言動により相手方がとった具体的対応が、本来の業務からは余分な「特別な対応」にあたるのか、それとも本来の業務の範囲内のものであるのかは、威力概念とは別に更なる検討を要するのであり、この点は、近時、とりわけ「犯罪予告」などにより警察業務等を妨害したと

態」となった点は、まさに業務妨害の手段たる「威力」の意義にかかわるものである。その上、この事件における被告人の怒号は、「触るんじゃないよ。おれは一般市民だよ。」「E高校の教員だぞ、おれは。何で教員を追い出すんだよ、お前。ここの教員だぞ、おれは、お前」といった内容であり、相手方に対する脅迫的言辞や名誉毀損的な内容が含まれるとは言えないものの、元教員で卒業式の来賓であるという自己の立場を誇示するものである。本決定は、こうした諸事情を総合的に判断し、「威力」を肯定したものと見てよい。

しかし、前掲・最判平成23年7月7日の判断には、表現の自由の保障という点も含め、根本的な疑問がある（この点は、大阪駅事件における被告人のAへの言動が、震災がれき撤去への抗議活動を背景としているという意味において、共通して言えることである）⁴⁴⁾。これまでみてきた判例の基準に照らすと、この事件の被告人の言動は、直接的にはそれらのいずれにも該当しないのであり、その程度のもを「威力」と評価することは、威力概念の分析から核心を明らかにし、それを通じて外延を明確化することで業務妨害罪の限定を図るという意味において（はしがきで述べたように、それは本稿の問題意識でもある）、適切とは言えない。これに対し、仮に最高裁の結論を是とするとしても、業務妨害の手段たる「威力」としては、最下限ものにとどまるというべきである。

2. 判例が「威力」を肯定する基準

以上、言葉により相手に威圧的態度をとったことに関し、「威力」を肯

↘される事案で問題とされている。野澤・前掲注(2)335頁以下は、偽計による場合を中心に、この問題について詳細に論じる。警察等への虚偽通報の問題の全般については、生田勝義「警察への虚偽犯罪通報は偽計業務妨害か？」立命館法学337号（2011年）1頁以下を参照。

44) 表現の自由ないしは集会の自由から威力業務妨害罪の成否を検討するものとして、石崎学「憲法21条1項と威力業務妨害罪——大阪高判平成24年12月12日、判例集未登載」龍谷法学45巻4号（2013年）521頁以下。

定する裁判例を検討してきた。改めて裁判例を整理すると、「威力」があると認められたケースは基本的に、(a) 行為者による言辞の内容が、具体的・現実的になされる可能性があるかはともかく、相手方に対する加害行為の告知（この場合の加害行為は、必ずしも告知者本人によってなされるべきものと告知される必要はない）を含む場合（前掲・大判明治43年2月3日）、(b) 多数者による組織的な権勢を背景とする場合（前掲・大判昭和10年10月25日）、(c) 多数の者により威勢を示す場合（前掲・最判昭和28年1月30日。複数の者で議長らを怒号・罵倒したという点では、前掲・東京地判昭和50年12月26日もこの基準を満たすかもしれない）、(d) 威圧的言辞により業務の場を混乱させる場合（前掲・大判昭和10年9月26日、前掲・東京地判昭和50年12月26日）に大別できる。威力概念の核心を示すものとしては、これらの基準で十分といえるが、近時の裁判例には、これらの類型にあたらぬケースについて、(e) 業務者が業務の場の混乱を阻止するために余分な対応を迫られたなどの諸事情を総合的に考慮し「威力」と認めるものもある（前掲・最判平成23年7月7日）。

これに対し、「威力」を否定した裁判例として、前掲・広島高判昭和28年5月27日がある。この事件では、暴行罪の前科がある被告人に怒鳴られたことから困惑し暴行を受けるのではないかと思ひ過ぎたという事案で、「被告人は或は詰責し或は他人を困惑せしむる様な不当なことを申向けてその業務を妨害したことは認められるが威力を用いたことは之を認むるに足る証拠はない」として、「威力」にはあたらないとされた。すなわち、「威力」と認められるだけの「勢力」と言うためには、原則的に上の(a)~(d)で整理されるような、それを裏付けるだけの事情が必要だということである⁴⁵⁾。

45) 「犯罪予告」に関して、たとえば、前橋地判平成14年9月12日 LEX/DB 28085185 は、県庁に電話を架け、電話交換手に対し、「5時に爆弾を仕掛けた。」「爆弾、爆発するからな、5時に。」などと言って、電話交換手をして県総務部職員に報告させ、この職員の指示により、午後4時25分ころから午後5時55分ころまでの間、県庁職員ら約2000名をして県庁庁舎外への避難を余儀なくさせた行為につき、威力業務妨害罪の成立を認める。こ

四 大阪駅事件の検討

1. 第1行為について

第1行為についてみると、被告人は、ビラ配布制止業務にあたっていたAに対し20センチから50センチ程度の距離にまで顔を近づけ、「ビラまきを制止するな。」「表現の自由や。じゃまするな。」などと大声で言ったとされる。その発言内容は、要するに自分たちの行動の邪魔をするなどというものであり、そこには加害行為の告知という意味での脅迫に相当するものは含まれていない。それゆえ、上記(a)の基準は満たさない。また、本件被告人はAに対して組織的に多数派の権勢を示すことができる立場にあるはずはないので、(b)の基準にも該当しない。

それでは、(c)の基準はどうか。この点に関連し、被告人の（場所的な意味での）背後には数十名の街頭宣伝活動への参加者がいたことから、被告人の行為は、街頭宣伝活動者の勢力を背景とするものであり、たとえ被告人一人がAに対して抗議しているにすぎなくとも、これを排斥しようとした場合には背後にいた参加者がどのような態度に出るか分からないので、Aの心理的圧迫の程度を勘案すると「威力」に該当し得るとの見方もありえよう。しかしながら、「同じ活動に参加している者が多数後ろにいること」が、直ちに「多数の者により威勢を示すこと」にはならない。多数の者が威勢を示したというためには、彼・彼女らがどのような者たちで、どのような状況で、相手方とはどのくらいの距離感があり、実際に同様な行動をとっていたかを見て判断しなければならない。その際、前提として押さえておかねばならないのは、(c)の基準により「威力」を肯定した判例の

ㄨの場合、本稿の分析では、(a)の類型に該当することから、威力によるものと認めることができよう。もっとも、注(43)でも述べたように、それが相手方に特別な対応を迫るものとして業務妨害罪に該当するかは、さらに検討を要する（この事件については、この点も肯定し得るであろう）。

具体的事案の在りようである。先にみたように、前掲・最判昭和28年1月30日の事案では、工場に勤務する10名ほどの男性らが専務室という閉ざされた空間内で工場長を取り巻いていた点に「多数の者による威勢」が認められている。また、東京地判昭和50年12月26日は、「多数の者による威勢」という意味では、前記最判の事案とは異なるかもしれないが、複数の「総会屋」たちが株式総会議場という閉ざされた空間内において、次々に怒号し大声で議長らを罵倒しており、その意味で、多数の者の威勢を示したとも言えるであろう。しかるに、大阪駅事件では、実際には、参加者たちは皆、被告人のことはかまわず、銘々の活動をしてきたようである（-3. でみたように、前掲・大阪地判平成26年7月4日も、他の街頭宣伝活動参加者が被告人に加勢したという事実は認められないとする）。さらに、街頭宣伝活動の参加者は、上記の判例の事案とは異なり、通常的一般市民である。これに対し、現場では、Aをはじめとする JR 西日本大阪駅の駅員と警備員ら約20名がビラ配布制止活動に従事し、さらに複数の警官が付近で見ているとされる。こうした状況において、同じ街頭宣伝活動に参加している者が大勢いたというだけで、「多数の者による威勢を示した」というのは無理がある。結論として、(c)の基準も満たさないとすべきである。

(d)の基準は、威圧的言辞を弄することで業務の場所を混乱させた場合に、刑法234条の「威力を用いて」の要件が満たされるというものである。本件では、第1行為の時点では、現場に目立った混乱はなかったようである。つまり、被告人がAに対して大声で抗議したとて、本件ビラ配布制止業務の執行そのものには、特に影響を与えることはなかったものと認められる。この点からして、被告人らの言動により業務執行の場が大混乱に陥った前掲・大判昭和10年9月26日や前掲・東京地判昭和50年12月26日とは、本質的に異なる。それゆえ、(d)の基準からみても、本件被告人の言動は、「威力」に該当するとは言えない。

本稿の立場からは、上記の検討により、第1行為については威力によるものとは認められない。ただ、裁判例では、(e)の場合にも威力業務妨害罪

の成立を認めたものがあるので、これについても一応検討しておく。(e)については、関係するいくつかの諸事情を総合に考慮したうえで、行為者の行為を「威力」と判断したものと評価し得るため、それ自体、独立した基準と言えるかは疑問であるが、少なくともその核心は、威圧的な言動により、業務者に本来の業務からは余分な負担を強いることになった点にあると言える。これにつき、前掲・最判平成23年7月7日の事実と本件を比較すると、前者では、被告人への対応は卒業式の円滑な執行という本来の業務からみて、明らかに余分な仕事であると言い得るのに対し、本件におけるAの業務は、街頭宣伝活動者のビラ配布に対する「制止業務」であり、そこには、こうした業務に対し抗議してくる者への対応も含まれるはずである。このことを前提にすると、本件では、被告人への対応はまさにAの業務内容そのものであり、これにより特に余分な業務負担が生じたわけではない（この点に関し付言すると、本件のAら駅員の制止業務の具体的内容は、ビラ配布が大阪駅敷地内でなされないようにすることにある。したがって、本件被告人のように、駅敷地内に入ってきた者への対応は、駅員らの業務そのものなどということになる）。それゆえ、(e)の点からみても、本件被告人の第1行為における言動は、「威力」の要件を満たしているとは言えない。つまり、被告人の言動は、「威力」の最下限にもあたらない。

なお、前掲・大阪地判平成26年7月4日では、被告人はAと短時間言い争いをした後、にらむなどしながら、午後4時過ぎ頃に本件街頭宣伝活動が終わるまでの間、Aの近くに立っていたとされる。しかし、Aは、自分から被告人のもとを離れることが可能であったであろうし、その際、場合によっては他の駅員に被告人への対応を委ねることもできたであろう。つまり、被告人の当該行為にもかかわらず、Aには行為選択の余地は存在していたことから、第1行為は、それ自身、Aの自由意思を制圧するに足りるものとは言えないのである。

以上の検討から、前掲・大阪地判平成26年7月4日の判断は、結論において正当と評価し得る。

2. 第 2 行為について

以上で述べてきた点は、基本的に第 2 行為についても妥当すると思われる。第 2 行為につき、威力概念との関係で若干問題となり得るのは、被告人が大阪駅コンコース内に立ち入る際に、A の身体を押しつけた点であるが、それ自身「暴行」とみなすにはきわめて程度の軽い身体的接触であり、また、五の検討で示されるように、本件コンコース内立入り制止業務の要保護性との関係で、被告人の立入りは基本的に容認すべきものであることから、かかる軽微な身体的接触をもって、業務妨害の手段である「威力」とみなすのは妥当でない⁴⁶⁾。

五 補 論

——鉄道地における禁止事項と立入り制止業務の要保護性——

1. 要保護性の前提

業務妨害罪の成立には、業務としての刑法上の要保護性が必要とされる。要保護性が業務妨害罪の要件であることは、東京都によるいわゆる動く歩道の設置に伴う環境整備工事に対し、威力によりこれを妨害したとされる事案に関する最決平成14年9月30日刑集56巻7号395頁でも認められている。本稿で取り上げている大阪駅事件では、鉄道事業者の従業員らによる鉄道地の管理業務に対する妨害が問題となっていることから、鉄道営業法との関連も踏まえてこの点を考察する必要がある。この点で特に問題となるのは、第 2 行為において行われた被告人ら街頭宣伝活動参加者による大阪駅コンコース内への立入りに対する、A らの制止業務の要保護性である。この業務の法的根拠となり得るものとして、「鉄道係員の許諾を受

46) 駅コンコース内での座り込みにつき、威力業務妨害罪の成立を認めた裁判例として、大阪高判昭和51年10月12日刑刑 8 巻9=10号410頁（なお、この事件では70名ないし90名の者が座り込みを行い、列車の乗降客を足止めにしたにもかかわらず、1 審では無罪とされたのである）。

けずして車内、停車場其の他鉄道地内に於て旅客又は公衆に対し寄付を請ひ、物品の購買を求め、物品を配布し其の他演説勧誘等の所為を為したる者は科料に処す」（表記を平仮名に改めた一引用者）とする鉄道営業法35条の規定が考えられる。本件で問題となっている大阪駅コンコースが駅の一部を構成するものとして、鉄道地にあたることは、論を俟たないであろう。そして、本件との関係で問題となり得る鉄道営業法35条の所掲の所為は、「演説勧誘等の所為」である。一般的には、かかる所為も含めた禁止行為に対する制止としては、駅員に鉄道地内への立入りを止めさせる権限があるといえる。その限りで、駅員らの行為は業務としての要保護性を有することになる。

問題は、被告人らによる本件コンコースの通り抜けが、はたして鉄道営業法35条の禁止行為に該当するかである。この点、実際上の取扱いとして確認しておかなければならないのは、前掲・大阪地判平成26年7月4日が認めるように、大阪駅コンコースは、その構造や利用実態からみて、駅利用者に対してだけでなく、単に通り返けを行う者に対しても、その利用が容認されていたということである。地上を走る鉄道は、線路によって一定の規模の地域を不可避的に分断することから、分断された地域の間で移動するための経路を確保しておかなければならない。本件コンコースも、そのような移動経路としての役割を果たしているものと言える。それゆえ、単に通り返け目的でコンコースを利用する者に対し、Aら駅係員は、基本的にその立入りを制止する権限はないと解される。また、実際にもそのような運用が行われていると思われる。すなわち、駅員といえども、コンコースを通り返けるだけの目的でそこに立ち入る者に制止をした場合、それは原則的に「業務」としての要保護性を有しないことになる（もちろん、制止に対し立入り者が暴力で応じたような場合には、暴行罪等が成立し得る）。

2. 本件通り抜け制止業務の要保護性

上で述べた一般論に立つとしても、本件被告人らのコンコース内への立

入りは、プラカード等を掲げて行われたことから、一見すると、単なる通り抜け目的を超えて、演説勧誘等の禁止行為に該当するようにもみえる。この点、たしかに鉄道営業法に関する注釈書類には、本条に該当する行為として、プラカードを掲げて構内を歩くことを挙げるものも見受けられる⁴⁷⁾。しかしながら、そこでいう「プラカード」とは、角材に表示板を接合させたものを指すと思われる。それは、凶器準備集合罪（刑法208条の2）における「凶器」に該当するとする下級審の裁判例（東京地判昭和46年3月19日〔参〕刑集31卷3号653頁）があることから分かるように、用い方によっては一定の殺傷能力を有しており、これを所持して鉄道地内へ立ち入ることが禁止行為とされるのは理解できる。そこまで大げさに考えないとしても、そのようなプラカードを掲げて駅構内を歩くことは、プラカードが旅客や通行人とぶつかる可能性があり危険である。しかるに、本件プラカードは、段ボール紙に紙を張り付けるなどした表示物を首からぶら下げるタイプのものであり、上記の「プラカード」とは、人に対する危険性の点で本質的に異なる。このことから、鉄道営業法35条は、本件プラカードのようなものを「プラカード」として想定していたとは考え難い。そもそも、「プラカードを掲げて構内を歩くこと」を同条の禁止行為の一例として挙げる原田國男は、他方で、刑罰法規である本条において「等」という表現が用いられていることにつき、「右の『等』が何ををさすかは必ずしも明らかでなく、今日の立法技術からみるといささか適切ではない」と評している⁴⁸⁾。そうであれば、本条のような規定は、できる限り限定的に解釈されなければならない。こうした観点からも、本件街頭宣伝活動参加者らが、プラカードを首からかけるなどして大阪駅コンコース内を通り抜ける所為が、鉄道営業法35条に違反するものと解すべきではない。

これに対しては、街頭宣伝活動に参加していた者が、自己の主張等を大

47) 原田國男「鉄道営業法」平野龍一他（編）『注解特別刑法 第2巻・交通編（2）』（1983年）70頁。

48) 原田・前掲注(47)70頁。

書したプラカード等をあえて誇示しながら歩くのは、演説等と同様に、旅客等に多大の不快感や迷惑を及ぼす行為であり、また、これを見た他の旅客等が立ち止まるなどする可能性がある点でも、迷惑となり得るとの批判も考えられる。要するに、プラカード等を掲げてのコンコースの通り抜けは、実質上、演説と同等の迷惑行為として、鉄道営業法35条の禁止行為に該当するというのである。これにつき、まず確認しておくべきことは、本件コンコース内への立入りは、第三者の見方はどうであれ、被告人らとしてはあくまで通り抜けとして行われ、実際にもコンコースを通り抜けただけであったことである。実際、コンコース内に長く滞留した者はいないようである。仮に、上記の批判が言うように、旅客等の不快感が禁止の根拠となるとみるとしても、一定時間場所を占拠して行う必要のある演説と比較し、ごく短時間で通り過ぎてしまう本件行為がもたらす、旅客に対する迷惑の程度はごくわずかである。また、他の旅客等がプラカードに反応して立ち止まった際の通行への影響についても、被告人らはコンコース内を通り抜けているのであるから、大阪駅のような旅客ターミナル駅におけるものとして通常受け入れられる範囲にとどまる。換言すれば、その程度の立ち止まりに伴う通行への影響のリスクは、社会的に相当な範囲のものである⁴⁹⁾。付言すると、それは、昨今問題となっている「歩きスマホ」によるものよりも、ずっと小さく見積られるであろう。旅客等の通行への影響に関しては、鉄道営業法35条で典型的に禁止行為として掲げられている物品の販売、物品の配布、演説等の行為が鉄道地内に滞留して行われるのと比較して、格段に小さい。この点を等閑にして、本件被告人らの通り抜けを「演説」と同視するのは、事理に即した考え方とは言えない。

そもその問題として、上記の批判が旅客等に対する「不快感」を持ち出す点についても触れておく必要がある。鉄道営業法35条の目的につき、判例は、鉄道営業に直接関連する鉄道地内に一定の秩序を保ち、旅客の快適な旅行を保障しようとするものであるとする（名古屋高判昭和25年10

49) ここでいう「社会的相当性」の意味については、安達・前掲注(5)20頁以下を参照。

月30日高刑特14号65頁)。これに関し、たしかに裁判例には、本条の制定理由について、本条所定の行為が、管理者である鉄道係員の統制に服することなく、みだりに行われる場合、旅客および一般公衆に対して多大の不快感と迷惑を及ぼすとして、「不快感」に触れるものがある(東京高判昭和54年11月22判時962号127頁)。しかしながら、前掲・名古屋高判昭和25年10月30日の趣旨は、あくまで、秩序が保たれた状態が、旅客や一般公衆による鉄道地の快適な利用に資するというものであって、不快感そのものが直接保護の対象となると言っているわけではない。それゆえ、前掲・大阪地判平成26年7月4日が、本条に該当する行為を典型的に鉄道地の秩序を乱すおそれの高い行為として一般化しているのは正当である。このような観点から、本件行為についてみると、他の通行人との接触の危険性がある場合は格別、プラカードを首から掲げてコンコース内を歩くこと自体は、鉄道地内の秩序を乱すとは考えられない。プラカードの内容を目にすることによる不快感を問題にするとしても、前述したように、その程度はわずかであり、それだけで処罰を正当化するものとはいえない。もとより、判例の立場に照らすと、鉄道営業法35条は、旅客等の不快感そのものを保護の対象とするものとは解しえないのである。

こうした見地からすると、大阪駅事件の事案において、Aらは、被告人らによる大阪駅コンコース内への立入りを制止する権限を、抽象的にも個別具体的な場面においても有しなかったといわざるをえない。それゆえ、Aらによる被告人らに対する大阪駅コンコースの通り抜け制止業務に、業務妨害罪の前提たる要保護性を認めるべきではないように思われるのである。

おわりに

本稿では、大阪駅事件を出発点に、業務妨害罪における「威力」の意義につき、学説・判例におけるこの概念の生成過程の検討および判例の分析

を通じて明らかにし、そこで得られた基準から大阪駅事件について検討した。さらに、大阪駅事件に関して、鉄道地である駅コンコースへの立入り制止業務の刑法上の要保護性について、鉄道地における禁止事項について規定した鉄道営業法35条の解釈を踏まえて考察した。これにより明らかとなった結論は以下のとおりである。① 旧刑法制定当初の学説は、「威力」を暴行・脅迫と限定的に解しており、その後の学説では、これに権力の濫用、威権、権勢といった要素が付け加わったものの、それは地位利用などに限定されていた。② 現行刑法は旧刑法の業務妨害罪規定を基本的に引き継いでいるといえる。現行刑法制定のすぐ後に出された前掲・大判明治43年2月3日は、威力概念を「勢力」に統合にし、学説では、地位、権勢の利用を含む点を受け継いだ。その後の学説でも、「被害者の自由意思を制圧する勢力」という判例によって示された一般論を立てつつ、暴行・脅迫に加え、地位・権勢を利用する場合を含むとするものが多数である。③ 前掲・大判明治43年2月3日からの一連の判例は、威力の内容を限定的に解してきたと言える。判例の分析から、「威力」と認められるケースは、以下の5つに大別できる。すなわち、(a) 行為者による言辞の内容が、具体的・現実的になされる可能性があるかはともかく、相手方に対する加害行為の告知（この場合の加害行為は、必ずしも告知者本人によってなされるべきものと告知される必要はない。）を含む場合、(b) 多数者による組織的な権勢を背景とする場合、(c) 多数の者により威勢を示す場合、(d) 威圧的言辞により業務の場を混乱させる場合、(e) 業務者が業務の場の混乱を阻止するために余分な対応を迫られたなどの諸事情を総合的に考慮し「威力」と認められる場合、である。しかし、私見では、(e)の総合判断は、威力を認める基準としては適切とは言えず、仮に判例の立場を正当とするとしても、それは威力にあたるものの最下限を示すにすぎない。④ これらの基準に照らすと、大阪駅事件における被告人の言動は「威力」には該当しない。⑤ 大阪駅事件において副駅長Aら駅員による街頭宣伝活動参加者に対する駅コンコースへの立入り制止業務は、鉄道営業法35条の解釈に照ら

すと刑法上の要保護性を欠く。

冒頭で述べたように、業務妨害罪は、文言上は可罰性の限界の曖昧な犯罪類型であり、処罰範囲の不当な拡大による濫用の危険を防止するためには、概念の核心を明らかにし、それにより外縁を明確にすることで、処罰範囲を適切に限定することが求められる。本稿は、人との対面での言葉による場合を中心に、「威力」についてこれらを試みた（もちろん、概念の核心を明らかにするためには、さらなる考究が必要である）。もっとも、処罰範囲の拡大傾向は、その他の場合にも生じ得る。それゆえ、他の概念についても同様の検討の必要があると言えるが、これについては今後の課題としたい。